

議提第2号

霧島市に新たな児童相談所の設置を求める意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月14日提出

霧島市議会議長 阿多 己清 殿

提出者 霧島市議会議会運営委員長 松元 深

## 霧島市に新たな児童相談所の設置を求める意見書

警察が昨年1年間に摘発した全国での児童虐待事件は、2,133件(前年比8.2%増)あり、被害にあった18歳未満の子どもは、2,172人(前年比9.1%増)で、いずれも5年間で倍増し、過去最多であったと、警察庁が本年3月11日に発表した。警察から児童相談所への通告件数も増加傾向で、さらにコロナ禍で在宅時間が長くなっている影響もあり、虐待が潜在化しているおそれもあると指摘している。

また、鹿児島県が先月28日に発表した内容によると、本県児童相談所及び市町村が、令和2年度に通告・相談を受けた児童虐待の件数は、3,482件(前年比9.4%増)で、うち認定した件数も2,355件(前年比7.3%増)とかなりの増加となっている。全国的にみても一貫して増加しており、児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例も数多く発生している状況である。

児童虐待防止のためには、体罰によらない子育ての推進など子どもの権利擁護の取組を進めることや児童虐待の発生予防・早期発見、虐待発生時の迅速かつ的確な対応が重要である。

本市においても児童の発達障害や虐待など、様々な要因による相談が近年増加してきており、保護者の悩み解決を含めそれらへの的確な対応が求められているところである。

これらの相談の多くは、幼児教育、保育団体、学校又は療育機関等において適切に対応いただいているが、複合的で関係機関の連携が必要な相談については、本市のこども・くらし相談センター(にじいろ)を中心に対応しており、その対応には多くの時間と労力、知識等が必要となっている。その中でも困難な事例については、児童相談所が市町村に対する助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を担っているところであり、児童相談所の果たすべき役割は、年々大きくなっている状況にある。

しかしながら、県も児童相談所の体制強化等については、取り組んでいただいているものの、対応件数が県全体の約8割と中央児童相談所に集中していることや鹿児島市内からの距離的、時間的な問題を含め、一時保護などの緊急的な対応が困難な面も生じている。

あらゆる児童の問題に対して、県と市が連携して切れ目のない一貫した相談支援体制の構築が望まれている中で、始良地域における相談支援機能の充実のためには、中央児童相談所や始良保健所等と連携できる新たな施設設置が必要不可欠であると考える。

については、中央児童相談所の業務を少し緩和させる意味も含め、県下第二の人口を擁する霧島市内に、県所管の新たな児童相談所の設置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年 月 日

鹿児島県霧島市議会議長 阿多 己清

鹿児島県知事 殿

鹿児島県議会議長 殿